

制度のご紹介

事業再構築補助金

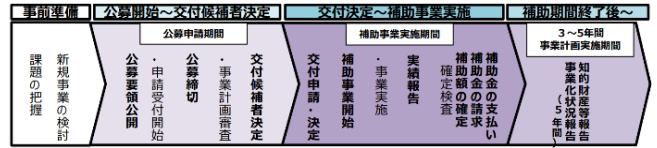
第12回公募受付期間中です！

令和6年
7月26日(金)
18時まで！



詳細はこちら↑
(事務局ホームページ)

新型コロナウイルス感染拡大で、多くの事業者が影響を受けた際に開始された補助金です。現在は、“ポストコロナ”に対応した事業再構築を行う事業者を支援する制度といわれています。



「事業再構築補助金リーフレット」より抜粋

応募の際の「基本要件」として、まず記載されているのが以下です。

事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること



新市場進出、事業転換、業種転換、事業再編、国内回帰又は地域サプライチェーン維持・強靱化のいずれかを行う計画に基づく中小企業等の事業活動応募にあたっては、「この定義に該当している」と説明できることが、重要になると思われます。

事業類型	補助上限額 (※は業員30人の場合)	補助率
成長分野進出枠 (通常類型) ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場層小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	3,000万円 (※4,000万円) (一部施策を行う場合2,000万円上限) ※短期に大規模な買上げを行う場合	中小1/2 (※2/3) 中堅1/3 (※1/2) ※短期に大規模な買上げを行う場合
コロナ回復加速化枠 (通常類型) ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者向け	2,000万円	中小2/3 中堅1/2
コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型) ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	1,500万円	中小3/4 (※2/3) 中堅2/3 (※1/2) ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない場合

「事業再構築補助金リーフレット」より一部抜粋

なお上図の通り、事業実施(経費支払)が先です。その後、補助金額確定→入金となるため、必ず資金繰りもあわせてご検討ください。

※ 弊所は認定経営革新等支援機関として登録しており、応募書類の内容に関する検討や確認については、ご相談を承っております(所定のご料金を申し受けます)。ただし、申請手続きの代行(代理申請)を承ることはできません。あらかじめご了承ください。

事務所の近況

ホームページ改修中！



ご自身の会社やお店などのホームページを開設されていらっしゃる方が多いと思いますが、私たちも事務所のホームページがあります。この「事務所通信」も毎月掲載しています！とはいえ、気づけば作成時のままだったページもある…ということで、現状にあわせて各ページを順次見直し、一生懸命(!?)改修中！

ぜひ一度(…そして時折!?)見いらしていただくと、とても嬉しいです😊

先月の改修部分です！

<https://miyagitax.com/>



5つのお約束 ～皆さまへご提供するサービスについて～	
お約束1	お客さまの黒字化を支援いたします
お約束2	定期的なご訪問で最新の情報をご提供します
お約束3	経験豊富な税理士が対応いたします
お約束4	税務会計以外のサポートも惜しみません
お約束5	新規開業者を徹底的に支援いたします

↑それぞれの詳細は、ホームページで公開中。
ご意見お待ちしております！



経営理念 ～事務所の方針～

ミッション (使命)
中小企業の経営を「会計」「税務」「経営助言」を通してサポートすることで、持続的な発展に貢献する。

ビジョン (将来像)
自ら考え行動し、成長する集団であり続ける。

バリュー (行動指針)

- ・法令を遵守し、誠実であること。
- ・全ての取引関係者に対し、スピード感・親身のある対応を心がけること。
- ・常日頃から情報収集を意識し、お客さまに適切な情報を提供すること。
- ・お客さまの状況をよく把握し、自ら考え、工夫し、提案すること。

事業を行う上で重要といわれる「経営理念」。企業の「色」がみえるものなのかもしれません。皆さまの経営理念もぜひ教えてください！